

奈良県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十四号

奈良県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

奈良県農業共済組合等検査規則（昭和四十三年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第四百二十二条の二から第四百二十二条の四」を「第二百九条第一項から第三項」に改める。

第二条中「農業災害補償制度」を「法第二条第一項に規定する農業共済事業」に改める。

第十一条の見出しを「（検査命令書の提示等）」に改め、同条中「及び身分証明書を提示して、検査を行う旨を告げなければ」を「を提示するとともに、同項の身分証明書を携行しなければ」に改める。

第十七条第三項中「第四百二十二条の五」を「第二百十条」に、「第四百二十二条の五の二」を「第二百十一条」に改め、同条第五項中「第四百二十二条の四」を「第二百九条第三項」に改める。

第一号様式中「農業災害補償法第142条の3（第142条の2、第142条の4）」を「農業保険法第209条第2項（第209条第1項、第209条第3項）」に改める。

第二号様式表^{（表）}中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4」を「農業保険法第209条第1項から第3項」に改め、^{（表）}同様式^{（表）}を次のように改める。

農業保険法（抜粋）

（報告）

第208条 行政庁は、農業共済団体又は共済事業を行う市町村（以下「農業共済団体等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者（第114条第1項又は第188条第1項の規定により農業共済団体等から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）からその業務又は会計（共済事業を行う市町村にあつては当該共済事

業に係る業務又は会計に、受託者にあつてはその委託された業務又はこれに係る会計に限る。以下同じ。）に関し必要な報告を求めることができる。

(検査)

第209条 行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

② 行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査しなければならない。

③ 組合員が、総組合員の20分の1以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体又は受託者の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

④ 前3項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

⑤ 略

第228条 第208条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第209条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県農業共済組合等検査規則の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、この規則による改正後の奈良県農業共済組合等検査規則の規定により交付されたものとみなす。